

令和8年度主要事業に係る提案活動について

1 概要

国の各省庁が財務省に概算要求を行う時期に合わせ、国会議員（地元選出及び県選出等）、国（本省・地方機関）及び広島県に対し、提案活動を行うもの。

2 提案先及び提案時期

提案先		提案時期
広島県議会議員	井原 修 議員、西本 博之 議員、恵飛須 圭二 議員、山下 守 議員	6月23日(月)
広島県	県知事、県副知事、県議会議長、危機管理監、総務局、経営戦略審議官、DX審議官、地域政策局、環境県民局、健康福祉局、商工労働局、農林水産局、土木建築局、都市建築技術審議官、教育委員会、警察本部	7月2日(水)
国（地方機関）	国土交通省中国地方整備局 国土交通省中国運輸局 経済産業省中国経済産業局	7月18日(金)
国会議員	衆議院議員 岸田 文雄 議員（1区）、平口 洋 議員（2区）、 斉藤 鉄夫 議員（3区）、空本 誠喜 議員（4区）、 佐藤 公治 議員（5区）、小林 史明 議員（6区） 寺田 稔 議員、新谷 正義 議員、平林 晃 議員、 石橋 林太郎 議員、東 克哉 議員、福田 玄 議員	(訪問) 7月24日(木) (個別提案) 7月下旬～ 8月上旬頃
	参議院議員 宮沢 洋一 議員、三上 えり 議員、越智 俊之 議員、 令和7年7月参議院議員選挙選出議員	
国（中央省庁）	内閣府、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省	

3 提案方法

訪問若しくは郵送等により実施

4 提案項目

次のとおり

19 学校部活動の地域展開に係る財源確保

【提案先：文部科学省、総務省、広島県】

【提案事項】

○ 学校部活動の地域展開に必要な指導者報酬・移動費・運営費等について
国および県による財政支援制度の創設・拡充を図ること

【現状・課題等】

- ・国は、次期改革期間を前期：令和8～10年度、後期：令和11～13年度とし、この間に、休日については、全ての部活動における地域展開の実現を原則とする方針を示しており、本市でも令和9年度から本格実施を予定している。
- ・一方、外部指導者の確保や生徒の移動支援などには多額の経費が必要となるが、現状では財源や人材の確保が困難である。
- ・特に中山間地域では、保護者負担の増大や地域格差の拡大が懸念されており、全国一律で公平な財政支援の仕組みと、地域の実情に応じた柔軟な制度設計が必要である。

東広島市の取組状況等

19 学校部活動の地域展開に係る財源確保

【本市の対応状況】

令和6年度：地域・大学・団体と連携したモデル事業を実施

令和7年度：保護者・生徒等を対象にアンケートを実施し、推進方針を策定予定

令和9年度：休日部活動の地域展開を本格的に実施予定

【提案の背景】

- ・学校部活動の地域展開は、生徒の活動機会の充実や教職員の働き方改革に資する重要な政策である。
- ・しかし、財源や人材確保に課題があり、自治体単独での対応には限界がある。

【提案内容】

地域展開を円滑に進めるため、以下の制度整備を求める。

- ・外部指導者報酬や生徒の移動費等を支援する補助制度等の創設
- ・地方交付税での加算措置による制度の安定化
- ・地域指導者の人材バンクや研修機会の提供等を通じた人材確保に向けた国・県の支援の強化

20 学校施設の長寿命化に対する財政措置の拡充

【提案先：文部科学省】

【提案事項】

- 学校施設の長寿命化推進に必要な予算を確保すること
- 長寿命化改良事業の推進に向けた財政支援の充実を図ること

【現状・課題等】

- ・学校施設の老朽化は全国的な問題となっており、本市においても長寿命化改良事業の必要性が高まっているが、財源の確保が課題となっている。
- ・学校施設における長寿命化改良事業は、計画的かつ確実に推進させる必要があるため、国の当初予算においても確実に必要額を確保するとともに実態に即した建築単価の設定と交付金算定割合の引き上げを行うなど、財政支援の充実を図ることが必要である。

東広島市の取組状況等

20 学校施設の長寿命化に対する財政措置の拡充

○本市の学校施設の長寿命化改良事業計画における今後10年間の事業費見込

(設計及び仮設校舎建設に要する事業費は含まれていない)

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	計
48.91億	26.76億	63.53億	55.65億	38.45億	35.48億	42.23億	41.11億	38.50億	43.48億	434.10億

○本市における長寿命化改良工事に要する予算単価と交付金の比較

本市の長寿命化改良工事の工事単価	学校施設環境改善交付金の算定用工事単価	
小中学校を長寿命化改良する場合の 本市の予算単価 (鉄筋コンクリート造の場合)	①建築単価×加算単価(2.5%)	313,200円/㎡
	②改修比率	68.9%
	③交付金算定割合	1/3
	④(①×②×③)	71,931円/㎡
35万円/㎡		

本市の予算単価約35万円/㎡に対し、当該交付金の算定用工事単価は約7万円/㎡となっており、本市の財政負担が非常に大きいことから、実態に即した建築単価の設定と交付金算定割合の引き上げ(例:1/3⇒1/2)が必要である。

○市の実質負担分の比較(4,000㎡の長寿命化改良工事を行った場合) ※借入利子除く

	現行の財政支援制度		本市要望の財政支援制度	
A 工事費	35万円×4,000㎡	1,400,000千円	35万円×4,000㎡	1,400,000千円
B (国庫補助対象)	313,200(①)×4,000㎡×68.9%	(≒863,000千円)	35万円(①)×4,000㎡×68.9%	(964,600千円)
C 交付金	71,931(④)×4,000㎡	≒287,000千円	120,575円(④※)×4,000㎡ ※補助率1/2で算定	482,300千円
D (地方債借入)	(B-C)×90%	(518,400千円)	(B-C)×90%	(434,070千円)
E 交付税算入(通常)	D×75/90×70%	302,400千円	D×75/90×70%	253,208千円
F 交付税算入(財源対策)	D×15/90×50%	43,200千円	D×15/90×50%	36,173千円
市の実質負担分	A-(C+E+F)	767,400千円	A-(C+E+F)	628,320千円

4,000㎡の長寿命化改良工事を行った場合、本市の実質負担額は約7.7億円と、財政負担が非常に大きい。
建築単価と交付金算定割合の引き上げが行われることで、約1.4億円の負担の軽減を図ることができる。

21 外国につながる児童生徒への支援

【提案先: 広島県】

【提案事項】

○ 日本語指導に係る講師(非常勤)の措置時間数を増加すること

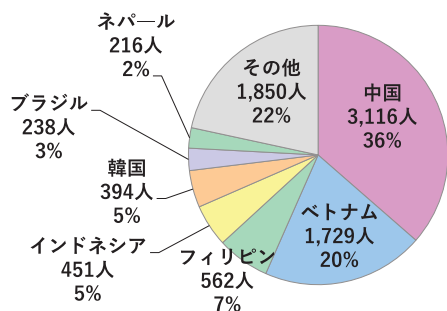
【現状・課題等】

- ・本市は、広島大学等への留学生が多いことから、小中学校における外国につながる児童生徒の割合が、他の自治体と比べても高い状況にある。
- ・近年は、外国からの就労者の増加や半導体産業の集積に伴う高度人材の受入れ拡大により、外国につながる児童生徒数の割合は増加している。
- ・外国につながる児童生徒の国籍は多様で、日本語の習熟度や生活習慣の理解度も個々に異なることから、今後、複数教員の配置や時間的措置を講じるなど、より一層きめ細かな指導・支援体制が求められる。

東広島市の取組状況等

21 外国につながる児童生徒への支援

東広島市の外国人登録者(全年齢)【R6.4現在】



外国につながる児童生徒数及び割合の推移(広島県・東広島市)



日本語指導学級の設置状況【R6.5.1時点】

○日本語指導学級の開設や日本語指導講師(非常勤)の措置は広島県教育委員会が行っている。

	日本語指導学級			講師(非常勤)			
	設置 学校数	在籍 人数	学級数	講師 (非常勤) 配置校	対象 人数	措置 時間数	1人あたりの 措置時間
市立小学校	6校	144人	10学級	10校	33人	2,275時間	週1.97時間
市立中学校	0校	0人	0学級	9校	28人	1,820時間	週1.86時間

県費講師(非常勤)措置時間数の現状と課題

日本語指導学級の設置がない学校の講師(非常勤)	
現状	新たに編入し、日本語指導を受ける場合
	週8時間(上限)
課題	継続して日本語指導を受ける場合
	週5時間(上限)

・児童生徒数の増減にかかわらず、1校あたり週の指導時間の上限が定められている。
・児童生徒1人あたり、少なくとも週3時間程度の個別指導の確保が必要である。

外国につながる児童生徒への指導内容や支援に充てる措置時間が現状では十分とは言えず、児童生徒が日本語や生活習慣を確実に習得できるようにするためには、県費講師(非常勤)の措置時間数の増加が必要である。

22 不登校等児童生徒への支援

【提案先: 広島県】

【提案事項】

- 生徒指導・進路指導充実のための不登校対応職員等配置への財政措置
- スクールソーシャルワーカー配置への財政措置を拡充すること

【現状・課題等】

- ・近年、不登校児童生徒が増加しており、多様な学びの場や個に応じた支援が必要である。
- ・本市では、多様な学び場の一つとして、校内にスペシャルサポートルームの設置を進めているが、不登校対応職員等の配置ができないため、全ての学校への設置が出来ていない。
- ・要保護・準要保護世帯が一定数あることなど、福祉機関との連携が必要な家庭があり、他機関連携が必要である。

東広島市の取組状況等

22 不登校等児童生徒への支援

1 スクールソーシャルワーカー配置状況

	人数	配置校
令和5年度	11人(県費6人・市費5人)	県費…高屋中、黒瀬中、八本松中、磯松中、松賀中、高美が丘中(550h×4人+520h×2人) 市費…5人(2,862h)
令和6年度	12人(県費7人・市費5人)	県費…高屋中、黒瀬中、八本松中、磯松中、松賀中、高美が丘中、西条中(550h×6人+520h×1人) 市費…5人(2,862h)
令和7年度	13人(県費7人・市費6人)	県費…高屋中、黒瀬中、八本松中、磯松中、松賀中、西条中、中央中(550h×6人+520h×1人) 市費…6人(2,862h)

経済状況等、生活環境に課題のある児童生徒の家庭等に対して効果的な支援を行うためには、家庭・地域と学校との連携が重要である。要保護・準要保護世帯が一定数おり、令和6年度の認定者は、1,822人である。福祉に関する専門的な知識を十分に身につけていない教職員がこうした状況に対応し、多様な支援に結びつけることは困難である。

今後、さらに、専門的な立場での助言や効果的な保護者支援により、円滑な保護者連携が期待されるため、全中学校区への配置のため、配置できていない7中学校区へ7人のスクールソーシャルワーカーの配置を希望する。

2 スペシャルサポートルームの設置状況

	人数	配置校
令和5年度	14校(県4校・市10校)	県…高屋中、向陽中、磯松中、高美が丘中 市…西条小、三ツ城小、川上小、中黒瀬小、高屋西小、龍王小、黒瀬中、中央中、西条中、八本松中
令和6年度	18校(県6校・市12校)	県…高屋中、向陽中、磯松中、高美が丘中、西条中、松賀中 市…西条小、三ツ城小、川上小、中黒瀬小、高屋西小、龍王小、八本松小、寺西小、東西条小、黒瀬中、中央中、八本松中
令和7年度	26校(県9校・市17校)	県…高屋中、向陽中、磯松中、高美が丘中、西条中、松賀中、八本松中、安芸津中、寺西小 市…西条小、三ツ城小、川上小、中黒瀬小、高屋西小、龍王小、八本松小、東西条小、御園宇小、志和小・中、福富小・中、河内小・中、黒瀬中、中央中

不登校児童生徒は増加傾向にあり、令和6年度は前年度と比較し、15人増加の640人となっている。通常学級による支援だけでは個の状況に応じた支援が困難である。

今後、個に応じた多様な学びの場として、現在スペシャルサポートルームを設置できていない1中学校及び約400人以上の3小学校への設置を希望する。

23 生涯学習施設の長寿命化に対する財政支援の拡充

【提案先：文部科学省】

【提案事項】

○ 長寿命化改良の推進に向けた財政支援の拡充を図ること

【現状・課題等】

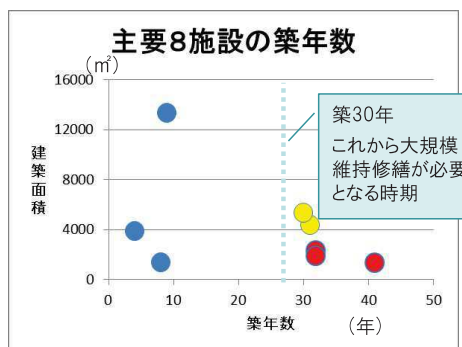
- ・生涯学習関連施設の長寿命化においては、現行法への適合や環境への配慮が求められることから、更新にかかる費用が増大化している。
- ・生涯学習環境における地域間格差を抑制していくためには、既存施設の機能維持が必要であり、新たな補助制度の創設や、交付税措置率の引き上げ、交付対象の拡大など、財政支援の拡充が必要である。

東広島市の取組状況等

《市内主要8施設の長寿命化計画における20年間の事業費見込》

内容	20年間の見込	国の財政支援	市の実質負担
大規模改修 長寿命化改良 (躯体、空調・消防設備等)	21.0億円	なし	21.0億円
大規模改修 長寿命化改良 うちR7～R8 公共施設等適正管理推進事業債	11.9億円	充当率90% 交付税措置30% 3.2億円	8.7億円
部位修繕 特殊設備修繕 (舞台設備等)	24.7億円	なし	24.7億円
計	57.6億円	3.2億円	54.4億円

23 生涯学習施設の長寿命化に対する財政支援の拡充



- 耐震基準やバリアフリー化などの現行法への適合や、省エネ対策等により、施設や設備の更新に係る経費は増加傾向にある。
- 生涯学習環境の地域間格差を抑制していくためには、既存施設の機能維持が必要であり、現行の支援制度では、施設の長寿命化に伴う財政負担が多額となる。
- 公共施設等適正管理推進事業債の交付税措置等があるものの、本市の財政負担は非常に大きく、計画の実施に支障をきたすことから、新たな補助制度の創設や交付税措置率の引き上げが必要。
- 長寿命化のための改良については交付税対象となっているが、部位修繕等の機能回復のための修繕については、原則、交付税対象外となっており、計画に含まれるものについては、財政支援の対象とするなど、対象の拡大が必要。

50 特別な配慮を要する子どもへの総合支援制度の創設

【提案先:内閣府、厚生労働省、文部科学省、こども家庭庁】

【提案事項】

- 特別な配慮を要する子どもが全国的に急激に増加していることから、
成長段階に応じた総合的な支援制度設計を国において責任をもって行うこと

【現状・課題等】

- ・発達障がいなど特別な配慮を要する子ども(要配慮児童・生徒)は全国的に年々増加している。
- ・保育施設、小・中学校、放課後児童クラブ、放課後等デイサービスにおいて、要配慮児童・生徒の切れ目ない支援を行うには、各制度個別での対応に限界が生じている。
- ・各制度の共通課題である、要配慮児童・生徒に対する専門的知見を有する人員の確保・育成、社会的資源の不足に対応するため、制度の一体的な見直しが必要である。例えば、専門性を有した放課後児童クラブの環境整備や、保育・教育分野を横断して児童発達支援で活躍できる専門人材の養成など、新たな総合的支援制度の創設が必要である。

東広島市の取組状況等

【本市の要配慮児童・生徒の状況】

- 保育施設、小・中学校、放課後児童クラブ、放課後等デイサービスにおいて、要配慮児童・生徒の支援を円滑に行うために、適切な人員の配置、施設の開設などに関して、各制度の垣根を超えた総合的な支援制度が求められている。

【保育施設】

- 加配保育士の配置により、要配慮児童の受け入れを行っている。
○深刻な保育士不足の中、加配保育士を確保することで、保育士不足に拍車がかかり、年度途中の待機児童、人員配置基準の見直しや「こども誰でも通園制度」等への対応に影響が出ている。

【小・中学校】

- 要配慮児童・生徒に対し特別支援教育を円滑に行うため、市独自で通常の学級には学校教育支援員、特別支援学級には教育補助員を配置するほか、教諭の専門性向上のため特別支援教育相談員を任用し、各校に派遣しているが、更なる人材の確保が求められている。

【放課後児童クラブ】

- 要配慮児童の個々の特性に合った支援を行うには、専門的知見を有する職員の配置やクールダウンのための専用スペースを確保するなど環境づくりが必要だが、人材・施設環境ともに確保が困難となっている。
○要配慮児童の対応が増加し、常勤支援員の負担感が大きく、離職につながる要因の一つとなっている。

【放課後等デイサービス】

- 市内に49事業所あるものの、地域的に偏在しており、事業所のない人口減少地域では、放課後児童クラブが実質的な受け皿となっている。
○要配慮児童・生徒の個々の特性に合った支援を行うには、療育に携わる関係機関と家族間の調整を行う必要があるが、その役割を担う相談支援専門員の不足により、家族によるセルフプランに頼らざるを得ない状況にある。

50 特別な配慮を要する子どもへの総合支援制度の創設

